

りゅうぎんカードローンカード規定

1. (カードの発行)

- (1) りゅうぎんカードローンカード (以下「カード」といいます。) は、りゅうぎんカードローン契約・事業者カードローン契約 (以下「カードローン契約 (当座貸越契約)」といいます。) にもとづいて当行が発行するものとします。
- (2) カードの発行にあたっては、当行が定めるカード発行手数料をいただきます。

2. (カードの利用)

カードは次の取引に利用することができます。

- (1) 当行ならびに当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等 (以下「提携先」といいます。) の現金自動支払機 (現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。) を使用して当座貸越口座から当座貸越金を借入れる場合 (以下「借入れ」といいます。)
- (2) 当行本支店の窓口において当座貸越口座の当座貸越金を返済する場合 (以下「返済」といいます。)

3. (自動機利用手数料等)

支払機または自動振込機 (現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。) を使用して借入れを行う場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料 (以下「自動機利用手数料」といいます。) をいただきます。この場合、当行は、自動機利用手数料を借入時に払戻請求書なしに自動的に貸越を行い、その貸越金をもって当行から提携先に支払います。

4. (支払機による借入れ)

- (1) 支払機を使用して当座貸越金の借入れを行うときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード (またはカードおよび通帳) を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による借入れは、当行支払機の機種により 1 千円または 1 万円もしくは提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの借入金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。

5. (預金機による返済)

現金自動預入機 (現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。) を使用して、当座貸越金の返済を行うときは、預金機にカード (またはカードローン通帳) を挿入し、現金を投入して操作してください。

6. (カード及びカードローン通帳での返済)

カード及びカードローン通帳により窓口で当座貸越の返済を行う場合は、当行所定の入金票に氏名および金額を記入のうえ、カード及びカードローン通帳とともに提出してく

ださい。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により支払機、預金機による借入れ、返済ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードによる返済又はカードローン通帳によりお借入れ、返済を行うことができます。
- (2) 前項により取扱う場合には、当行所定の払戻請求書または入金票に氏名、金額をご記入のうえ、カードまたはカードローン通帳とともに提出してください。
- (3) なお、提携先の窓口ではこの取扱いができません。

8. (カードによる取引金額等の通帳記入)

カードによる当座貸越の借入、返済金額ならびに提携先への支払手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、振込機、支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

10. (暗証照合等)

当行の支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して借入れしたうへは、カードまたは、暗証につき偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を利用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

11. (解約等)

- (1) カードローン契約の解約または、終了に際しては、そのカードをカード発行店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードをカード発行店に返却してください。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (カードの有効期限)

カードの有効期限はカードローン契約に定める契約期限とします。なお、カードローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。

14. (契約の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、銀行は銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方

法で周知することとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(3) 銀行ウェブサイトがこの規定が掲載されている場合、銀行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約に従って取扱うものとします。

以 上

(2020年4月1日現在適用)